主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

調停の有効無効は、調書の文言のみに拘泥せず、一般法律行為の解釈の基準に従 つてこれを判定すべきものであるところ、本件調停調書記載の調停条項第二項の上 告人債務をもつて、連帯保証債務と解するのが相当であるとする原審の判断は、原 判決挙示の証拠関係、事実関係から正当として肯認することができる。

原判決に所論の違法はなく、論旨は、適法になされた原審の証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、独自の見解に立つて原判決を非難するに帰し、採ることができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文の とおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁	判官	五 鬼	上	堅	磐
裁	判官	横	田	正	俊
裁	判官	柏	原	語	六
裁	判官	田	中	=	郎
裁	判官	下	村	=	郎